

令和8年度水上村会計年度任用職員の募集について

水上村会計年度任用職員の募集を下記のとおり行いますので、お知らせします。

1 募集職種、採用予定人数、任用条件、職務内容等

別表「令和8年度 水上村会計年度任用職員募集一覧」をご確認ください。

職種によって、資格・免許・経験等を有することを任用条件としているものがあります。

2 任用予定期間

令和8年(2026年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日

3 応募資格

次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ・拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・水上村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 申込書類及び提出先

採用申込書を、別表に記載の担当課へ持参又は郵送により提出してください。

採用申込書は水上村ホームページからもダウンロードできます。

5 申込受付期間

令和8年(2026年)1月14日（水）～同年2月3日（火）

※持参の場合：受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。土曜日、日曜日及び祝日は受付ができませんので、御了承ください。

※郵送の場合：必ず簡易書留郵便にし、封筒の表に「会計年度任用職員申込」と朱書きしてください。

（2月3日消印有効）

6 選考の方法

人物試験：個別面接による口述試験を実施

7 試験の日程等

- (1) 試験日 応募者には、後日、日時・場所をご案内します。
(2) 合格発表 合格者には、郵送等でお知らせします。

8 基本的な勤務条件

(1) 給与

水上村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等に基づき支給します。

●報酬

- ・報酬は、月額・日額又は時間額で支給します。
- ・報酬額は、給与改定や最低賃金の改定等により変動する場合があります。

●手当等

- ・期末勤勉手当（任用期間が6月以上で、週の勤務時間が15時間30分以上となる職員を支給対象者として6月及び12月に支給します。）
- ・通勤手当（通勤に係る経費について、費用弁償として支給します。）

(2) 休日

週休日（原則として土曜日、日曜日）、祝日、年末年始ですが、職種によっては、これらの日が勤務日となる場合があります。

(3) 休暇等

- ・年次有給休暇（任用期間等により付与されます。）
- ・病気休暇、忌引休暇、夏季休暇等が取得できます（休暇により付与条件、有給・無給があります。）。

(4) 社会保険等

勤務条件により、共済組合・厚生年金保険・雇用保険・公務災害（勤務場所により労災保険）の適用があります。

※加入条件を満たす場合に限ります。

9 服務

任用期間中は、一般職の地方公務員として、地方公務員法に規定される以下の義務を負います。

- ・服務の宣誓
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限等
- ・争議行為の禁止

10 その他

- ・採用申込書に虚偽の記載があった場合は、任用を取り消すことがあります。
- ・任用は全て条件付きのものとし、任用後1か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

11 問合せ先

- 申込み、選考等に関するこ

水上村役場総務課 電話：0966-44-0311

- 業務内容に関するこ

各担当部署

※別表「令和8年度 水上村会計年度任用職員募集一覧」
でご確認ください。